

小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の申告が必要です

軽自動車税(種別割)は、所有していることに基づいて課税されます。

田畑や工場でしか使用せず、公道を走行することのない小型特殊自動車(農耕トラクタ、フォークリフトなど)であっても、申告をしてナンバープレートを取り付ける必要があります。

小型特殊自動車とは？

小型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則別表第一に定められています。

具体的には、次のものが該当します。

農耕作業用のもの

種 類	自動車の大きさ	最 高 速 度
農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車 田植機 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	制限なし	35km/h未満

※最高速度が35km/h 以上の場合は大型特殊自動車となり、固定資産税の償却資産として申告が必要になります。

その他のもの

種 類	自動車の長さ	自動車の幅	自動車の高さ	最高速度
ショベル・ローダ／タイヤ・ローラ ロード・ローラ／グレーダ ロード・スタビライザ／スクレーパ ロータリ除雪自動車／アスファルト・フィニッシャ タイヤ・ドーザ／モータ・スイーパー ダンパ／ホイール・ハンマ ホイール・ブレーカ／フォーク・リフト フォーク・ローダ／ホイール・クレーン ストラドル・キャリヤ／ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下

※自動車の長さ、幅、高さ、最高速度が1つでも要件を超える場合は、大型特殊自動車となります。

問 税務課 ☎32-1103

大垣税務署からのお知らせ

令和3年分確定申告からマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(次のQRコードから確認できます)



確定申告会場は、多数の人が来場されるため、大変な混雑が予想されます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの方が訪れる申告会場ではなく、より安心・安全なご自宅のパソコン・スマホからの「e-Tax申告」をご利用ください。

令和3年分確定申告会場を、大垣市情報工房5階に開設します。

※令和4年2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日は除く)

※前年までの申告会場(大垣市民会館)から変更しています。

問 大垣税務署個人課税部門 ☎78-4104